

株主総会資料の電子提供制度に関する論点の検討

（前注）現行法上取締役が一定の場合に株主総会の招集の通知に際して提供しなければならない資料（以下「株主総会資料」という。）である株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告（監査報告及び会計監査報告を含む。）並びに連結計算書類をインターネットを利用する方法により提供することを可能とすることにより、株式会社が株主総会資料の印刷や郵送に要する費用を削減することを可能とするのみならず、従来よりも早期に株主に対して株主総会資料を提供することや、株主総会資料に盛り込む情報をより充実させることをも可能として、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上を図ることが相当であると考えられる。そして、このような提供のための仕組みとして、具体的には、取締役が、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、取締役は、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする仕組みを導入することが考えられる。本部会資料は、このような仕組みによる株主総会資料の提供の方法（以下「株主総会資料の電子提供」という。）に関して検討しようとするものであり、第1「基本的な仕組み」において、株主総会資料のウェブサイトへの掲載及びウェブサイトのアドレス等の書面による通知について、第2「書面交付請求」以下において、各論的な論点について検討しようとするものである。

第1 基本的な仕組み

1 株主総会資料のウェブサイトへの掲載

株主総会資料の電子提供をする場合においては、取締役は、株主総会の招集の通知を発した時から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間（以下「ウェブ掲載期間」という。）、株主総会資料に記載し、又は記録しなければならない事項（以下「ウェブ掲載事項」という。）に係る情報を継続してウェブサイトに掲載することにより、株主が当該情報を保存し、並びに当該情報の内容を閲覧し、及び印刷することができるようにしなければならないものとするもので、どうか。

（注）ウェブ掲載事項を具体的に以下の事項とすることで、どうか。

- ① 会社法第298条第1項各号に掲げる事項
- ② 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- ③ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- ④ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要

領

- ⑤ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
- ⑥ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
- ⑦ ①から⑥までの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

（補足説明）

1 ウェブ掲載期間

本文は、ウェブ掲載期間を株主総会の招集の通知を発した時から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間とすることを提案している。

ウェブ掲載期間の開始を、例えば、株主総会の日から3週間前の日からとし、株主総会の招集の通知を発した時にはウェブ掲載事項を必ずしもウェブサイトに掲載する必要がないようにすることも考えられる。しかし、このようにした場合には、株主は、株主総会の招集の通知を受領した後直ちに当該ウェブサイトにアクセスし株主総会資料の閲覧等を行うことができなくなる可能性がある。そこで、本文は、ウェブ掲載期間の開始を株主総会の招集の通知を発した時からとすることを提案している。

また、ウェブ掲載期間の終了日を株主総会の日以後3か月を経過する日としているのは、株主総会資料が株主総会の決議の取消しの訴えに係る訴訟において証拠等として使用される可能性があることから、株主総会資料は、少なくとも、当該訴えの出訴期間（会社法第831条第1項柱書き）が経過する日までは、ウェブサイトに掲載されている必要があるとすることが相当であると考えられるためである。

2 ウェブサイトへの掲載の方法

本文では、当該ウェブサイトへの情報の掲載が、株主が当該情報の内容を閲覧することができるようなものであることに加えて、株主が当該情報を自己の使用するパソコン等に保存したり、当該情報の内容を印刷したりすることもできるようなものとすることを提案するものである。

3 ウェブ掲載事項

(1) 注の①から⑥まで

注の①は、書面による株主総会の招集の通知を株主に対して発しなければならないとき（会社法第299条第2項）に現行法上当該書面に記載すべき事項（同条第4項）を全てウェブ掲載事項とすることを提案するものである。後記本文2（補足説明）4のとおり、株主総会資料の電子提供をする場合には、株主総会の招集の通知は、電磁的方法による提供について承諾をした株主に対してするときを除き、書面で発しなければならないことを前提としている。もっとも、後記本文2のとおり、株主総会資料の電子提供をする場合には、株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項を限定している。そのため、注

の①のとおり、現行法上株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項は全てウェブ掲載事項とすることが相当であると考えられる。

注の②は、株主総会の招集の決定において、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることを定めた場合（会社法第298条第1項第3号）には、現行法上、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならないため（同法第301条第1項）、これらに記載すべき事項をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。なお、現行法上、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数が議決権行使書面の記載事項とされており（会社法施行規則第66条第1項第5号）、仮に、現行法上の議決権行使書面の記載事項を全てウェブ掲載事項とする場合には、株式会社は、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数を含めた議決権行使書面の記載事項を全ての株主について個別にウェブサイトに掲載しなければならないこととなる。したがって、株主総会資料の電子提供をする場合には、株主の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数については議決権行使書面の記載事項から除外することも考えられる。

注の③は、株主総会の招集の決定において、株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合（会社法第298条第1項第4号）には、現行法上、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類を交付しなければならないため（同法第302条第1項）、これに記載すべき事項をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。

注の④は、株主が議案要領通知請求権（会社法第305条）を行使した場合には、当該株主が提案しようとする議案の要領をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。これは、現行法上、当該議案の要領は、書面による株主総会の招集の通知を発する場合においては、当該通知に記載するものとされていること（会社法第305条第1項）を踏まえたものである。

注の⑤は、株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、現行法上、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類及び事業報告（会社法第436条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）を提供しなければならないため（会社法第437条）、これらに記載され、又は記録された事項をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。

注の⑥は、株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、現行法上、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、連結計算書類を提供しなければならないため（会社法第444条第6項）、これに記載され、又は記録された事項をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。

(2) 注の⑦

現行法上、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類については、株主総会の招集の通知を発した日から株主総会の日の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、株主総会の招集の通知と併せて

通知することができる旨の規定が存在する（会社法施行規則第65条第3項、第133条第6項、会社計算規則第133条第7項、第134条第7項）。実務上は、この規定に基づき、ウェブサイトに掲載する方法を株主に周知させる方法として選択し、株主総会の招集の通知と併せて通知している例が多いと指摘されている。

注の⑦は、このような実務があることを踏まえて、注の①から⑥までの事項に修正をすべき事情が生じた場合には、その旨と当該修正事項をウェブ掲載事項とすることを提案するものである。なお、会社法第298条第1項各号に掲げる事項（注の①）、監査報告及び会計監査報告（注の⑤）については、現行法上このような規定は存在しないが、これらについて軽微な誤記があった場合等には、ウェブサイトに掲載する方法による修正を許容してもよいとも考えられる。そこで、これらについても注の⑦の対象に含めることとしている。

ただし、現行法上、会社法施行規則第65条第3項等の規定に基づき修正後の事項を株主に周知させる方法を通知していたとしても、当該方法による修正は無制限に許容されるものではなく、このような修正が許容されるかどうかは、修正を要する事項や修正の内容の重要性等により判断されるものと解されている。注の⑦の事項をウェブ掲載事項にする場合であっても、ウェブサイトに掲載する方法による修正が許容されるかどうかは、同様に、修正を要する事項や修正の内容の重要性等により判断されるべきものと考えられる。

2 ウェブサイトのアドレス等の書面による通知

(1) 株主総会の招集の通知の記載事項

株主総会資料の電子提供をする場合においては、会社法第299条第4項の規定にかかわらず、書面による株主総会の招集の通知には、以下に掲げる事項を記載しなければならないものとする。どうか。

ア 株主総会の日時及び場所

イ 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

ウ ウェブ掲載事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

エ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

オ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限

カ 株主総会の招集の決定において以下の事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容

(ア) 代理人による議決権の行使に関する事項

(イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

(2) 株主総会の招集の通知の発送期限

株主総会資料の電子提供をする場合には、取締役は、会社法第299条第1項の規定にかかわらず、株主総会の日 [3週間前/4週間前] までに、株主に対して株主総会の招集の通知を発しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

1 本文は、ウェブサイトのアドレス等は、株主総会の招集の通知によって通知するものとした上で、株主総会資料の電子提供をする場合には、株主総会の招集の通知の記載事項と当該招集の通知の発送時期について、現行法上の規律とは異なる規律を適用することを提案するものである。

なお、現行法上、株主総会の招集の通知に際して株主に対し株主総会資料を提供しなければならない場合は、①株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることを定めた場合、②株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合、③当該株式会社が取締役会設置会社である場合のいずれかに該当するところ（会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条、第444条第6項）、これら①から③までのいずれの場合においても、株主総会の招集の通知は、電磁的方法による提供について承諾をした株主に対してするときを除き、書面で発しなければならないものとされている（同法第299条第2項、第3項）。したがって、株主総会資料の電子提供をする場合においては、株主総会の招集の通知は、電磁的方法による提供について承諾をした株主に対してするときを除き（後記本補足説明4参照）、書面で発しなければならないことを前提としている。

2 株主総会の招集の通知の記載事項

本文は、株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項を、①株主総会の日時及び場所（会社法第298条第1項第1号参照）、②株主総会の目的である事項があるときは、当該事項（会社法第298条第1項第2号参照）、③ウェブ掲載事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス、④株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとしたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限（会社法第298条第1項第3号、第5号、会社法施行規則第63条第3号ロ参照）、⑤株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとしたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限（会社法第298条第1項第4号、第5号、会社法施行規則第63条第3号ハ参照）並びに⑥株主総会の招集の決定において代理人による議決権の行使に関する事項又は議決権の不統一行使のための通知の方法に関する事項を定めたとき（定款にこれらの事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容（会社法第298条第1項第5号、会社法施行規則第63条第5号、第6号）とすることを提案するものである。

株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項を多くしてしまうと、結局、招集の通知の印刷や郵送に要する費用が過大となるおそれがある。そこで、本文においては、これらの事項に限定することとしている。

なお、現行法上は、株主総会の招集の通知に記載しなければならない事項は、議決権行使書面又は株主総会参考書類に記載していれば株主総会の招集の通知に記載する必要がないものとされている（会社法施行規則第66条第3項、第73条第4項）。しかし、株主総会資料の電子提供をする場合には、議決権行使書面又は株主総会参考書類は当然に株主に対して書面により提供されるものではない。そのため、株主総会資料の電子提供をする場合には、これらの事項は省略することができないものとするのが相当であると考えられる。

3 株主総会の招集の通知の発送期限

本文は、株主総会資料の電子提供をする場合においては、株主総会の招集の通知の発送期限を現行法上の公開会社における期限である株主総会の日から2週間前（会社法第299条第1項）よりも「1週間/2週間」前倒しにし、株主総会の日から「3週間前/4週間前」までにしなければならないものとするを提案するものである。なお、本部会資料において、「」は、仮のものである趣旨を示すために付している。

これは、①株主総会資料の電子提供をする場合においては、株式会社は株主総会の招集の通知に際して株主に対し提供する株主総会資料の印刷や郵送をする必要がなくなり、他方で、株主は当該招集の通知を受領した後にウェブサイトへアクセスして掲載されている株主総会資料の印刷等をしなければならないこと、②株主が議決権を行使するために必要な検討時間がより長くなることを制度として担保するため、発送期限の前倒しをすることが望ましいと考えられることを踏まえたものである。①について、上場会社は、実務上、通常10日から2週間程度を株主総会の招集の通知及び株主総会資料の校了から印刷の完了までに要する期間として予定しているという指摘がある。

なお、本部会資料は、公開会社でない株式会社であっても、株主総会資料の電子提供をすることができることを前提としている。本文は、株主総会資料の電子提供を利用することが想定されるのは典型的に不特定多数の株主が存在する公開会社であることや、公開会社と公開会社でない株式会社とで異なる発送期限とすると規律が複雑になることなどから、公開会社でない株式会社が株主総会資料の電子提供をする場合であっても、株主総会の招集の通知の発送期限は公開会社と同じものとしている。

4 電子メール等による株主総会の招集の通知の発送

現行法上、株主総会の招集の通知は、株主の個別の承諾を得て、書面の発出に代えて、電子メール等の電磁的方法により発することができる（会社法第299条第3項）ところ、株主総会資料の電子提供をする場合においても、株主の個別の承諾を得たときは、書面の発出に代えて、株主総会の招集の通知を電子メール等により発することを禁止する必要はないと考えられる。本文において特段の言及はないが、本文は、株主総会資料の電子提供をする場合においても、株主総会の招集の通知を電子メール等の電磁的方法により発することができることを前提としている。

第2 書面交付請求

取締役が株主総会資料の電子提供をする場合であっても、株主は、株式会社に対し、ウェブ掲載事項の全てを記載した書面の交付を請求することができるものとする。どうか。株主がこのような請求（以下「書面交付請求」という。）をする仕組みとしては、例えば、以下のものが考えられる。

【A案】

- (1) 書面交付請求は、株主総会の日から「2週間前/3週間前」までにしなければならないものとする。
- (2) 取締役は、株主総会の日から「1週間前/2週間前」までに、会社法第299条第1項の株主であって書面交付請求をしたものに対し、ウェブ掲載事項を

記載した書面を交付しなければならないものとする。

(注) A案を採用する場合において、取締役が株主に対し株主総会資料の電子提供をすることとするときは、取締役の決定（取締役会設置会社においては、取締役会の決議）によりその旨を定めなければならないものとするれば足り、株主総会資料の電子提供をする旨の定款の定めがあることまでは要しないものとするについて、どのように考えるか。

【B案】

- (1) 取締役は、株主総会の招集の通知に際して、会社法第299条第1項の株主であつて書面交付請求をしたもの（株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をしたものに限る。）に対し、ウェブ掲載事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。
- (2) 取締役は、株主に対し株主総会資料の電子提供をする旨の定款の定めがあるときに限り、株主に対し株主総会資料の電子提供をすることができるものとする。また、当該定款の定めがあるときは、取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会資料の電子提供をしなければならないものとする。

(注) B案を採用する場合には、株主が書面交付請求をした旨を株主名簿及び振替口座簿の記載事項又は記録事項とすることも考えられるが、このような考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 本文は、株主に対する株主総会資料の電子提供をする場合であっても、インターネットを利用することが困難な株主の利益を保護するために、A案又はB案のような仕組みにより、株主が書面交付請求をすることができるものとすることを提案するものである。

総務省が平成28年7月22日付けで取りまとめた平成27年通信利用動向調査の結果によれば、我が国における年齢階層別のインターネット利用率は、60歳から69歳までにおいて76.6%、70歳から79歳までにおいて53.5%、80歳以上において20.2%であり、依然として、高齢者を中心にインターネットを利用することが困難な者が存在しており、株主による書面交付請求を認めることが相当であると考えられる。

もつとも、株主による書面交付請求を認める場合には、株式会社において、ウェブ掲載事項を記載した書面を印刷し、書面交付請求をした株主に対して郵送するという事務が必要となる。そして、このような事務の負担が大きくなると、(前注)記載の株主総会資料の電子提供制度の目的を実現することが難しくなるおそれがある。

したがって、株主による書面交付請求を認める場合には、株式会社に生ずる事務の負担が過大なものにならないように適切に配慮する必要があると考えられる。

2 A案

- (1) A案は、書面交付請求は株主総会の日の〔2週間前/3週間前〕まで（株主総会の招集の

通知の発送期限の1週間後まで) にしなければならないものとする案である。

この案においては、株主は、株主総会の招集の通知を受領した後にも、書面交付請求をすることができ、株主総会の招集の通知に記載された内容を踏まえて株主総会ごとに書面交付請求をするかどうかを検討することができることとなる。なお、この案において、「株主総会の日の〔2週間前/3週間前〕」は書面交付請求をすることができる期限であることから、株主は、当該期限の到来前であれば、株主総会の招集の通知を受領する前であっても、書面交付請求をすることができることを前提としている。

また、この案は、書面交付請求の期限及びウェブ掲載事項を記載した書面の交付期限を、それぞれ設けることにより、株式会社が書面交付請求をした株主のために当該書面を一括して印刷し、郵送することができるものとしており、株式会社に生ずる事務の負担にも配慮している。他方で、この案においては、取締役は、株主総会の日の〔1週間前/2週間前〕まで(株主総会の招集の通知の発送期限の2週間後まで)に、会社法第299条第1項の株主であって書面交付請求をしたものに対し、当該書面を交付すれば足りるものとしていることから、株主が当該書面を受領する日から株主総会の日までの期間が短くなるおそれがある。また、この案においては、株式会社は、株主総会の直前に書面交付請求をした株主を特定しなければならず、株主総会の招集の通知とは別に書面の交付をしなければならない可能性もある。

なお、この案において、書面交付請求をした株主に対する書面の交付の期限は、株主総会の招集の通知と同様に、書面の交付のための発送の期限とし、かつ、この書面の交付には会社法第126条の適用があるものとするを前提としている。

- (2) 注は、仮に、A案を採用することとする場合には、取締役が株主に対し株主総会資料の電子提供をするために定款の定めを要するものとするか、又は株主総会の招集に係る取締役の決定(取締役会設置会社においては、取締役会の決議)によりその旨を定めなければならないものとするかについて、問うものである。

株主の利益を保護し、将来株主となる者を拘束するための方法として、定款の定めを要するものとするべきであるという考え方や、公告方法として電子公告を選択するためには、定款の定めを要するものとされていること(会社法第939条第1項第3号)との均衡を考慮し、定款の定めを要するものとするべきであるという考え方もあり得る。他方で、株主にA案のような書面交付請求を認めるのであれば、株主に対し株主総会資料の電子提供をするかどうかは、株主の利益に重大な影響を与えるものではなく、株主総会の招集に係る取締役の決定(取締役会設置会社においては、取締役会の決議)によって定めることで足りるという考え方もある。

なお、定款の定めを要するものとする場合には、定款の定めがあるときは必ず株主に対し株主総会資料の電子提供をしなければならないものとするか、又は定款の定めがあるときであっても実際に株主に対し株主総会資料の電子提供をするかどうかを株主総会ごとにその招集に係る取締役の決定(取締役会設置会社においては、取締役会の決議)によって定めることができるものとするかについても検討する必要がある。

3 B案

- (1) B案は、形式的には書面交付請求の期限を設けないものの、株主総会において議決権を

行使することができる者を定めるために基準日を定めたときは、株式会社は、基準日株主であって当該基準日までに書面交付請求をしたものに対してのみウェブ掲載事項を記載した書面を交付すれば足りるとする案であり、実質的には書面交付請求の期限を当該基準日とする案である。

この案においては、株主総会に係るウェブ掲載事項を記載した書面の交付は、株主総会の招集の通知に際して行われるものとしていることから、株主は、株主総会の招集の通知の受領の前に書面交付請求をしなければならない。取り分け、臨時株主総会等の場合には、株主が株主総会の招集の通知の受領の前に株主総会の招集の決定がされたことを知ることが通常困難であることから、この案においては、書面交付請求は、株主総会ごとに行使されるものではなく、行使後に開催される全ての株主総会について行使されるものであることを前提としている。そのため、この案においては、株主は一度書面交付請求をすれば、別途撤回をしない限り、その後の全ての株主総会に係るウェブ掲載事項を記載した書面の交付を請求しているものと取り扱うことを前提としている。

この案は、ウェブ掲載事項を記載した書面の交付を株主総会の招集の通知に際して行わなければならないものとするにより、書面交付請求をした株主が株主総会の招集の通知と同時に当該書面を受領することができるようにしつつ、当該書面の交付と株主総会の招集の通知を一括して行うことができるようにすることで、株主の利益と株式会社が生ずる事務の負担の双方に配慮している。さらに、この案は、株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めたときは、基準日株主であって当該基準日までに書面交付請求をしたものに対してのみ当該書面を交付すれば足りるものとするにより、株式会社が書面交付請求をした株主を特定するために生ずる事務の負担にも配慮している。

なお、この案において、当該基準日を定めなかった場合であっても、取締役が株主総会の招集の通知を発した後に書面交付請求をした株主に対しては当該株主総会に係るウェブ掲載事項を記載した書面を交付する必要はないものとするを前提としている。

- (2) この案は、①取締役は、株主に対し株主総会資料の電子提供をする旨の定款の定めがあるときに限り、株主に対し、株主総会資料の電子提供をすることができるものとし、②当該定款の定めがあるときは、取締役は、株主総会の招集に際して、株主に対し、株主総会資料の電子提供をしなければならないものとしている。これは、この案においては、A案とは異なり、株主が株主総会の招集の通知を受領した時は、株主は、当該株主総会に係る株主総会資料について書面交付請求をすることができないことから、取締役が株主に対し株主総会資料の電子提供をするかどうかについて、あらかじめ株主に周知しておく必要性が高いことを踏まえたものである。
- (3) なお、この案において、当該書面の交付については、現行法上の株主総会参考書類等と同様に、会社法第126条の準用があるものとするを前提としている。
- (4) B案の注

B案の注は、B案を採用する場合において、例えば、以下のとおりに株主が書面交付請求をした旨を株主名簿及び振替口座簿の記載事項又は記録事項とすることについてどのように考えるかを問うものである。

- ① 振替株式以外の株式について、書面交付請求があった場合には、株式会社は、その旨を株主名簿に記載し、又は記載しなければならないものとする。
- ② 振替株式を有する株主（加入者）による書面交付請求は、その直近上位機関に対して行うものとする。
- ③ 振替株式について、書面交付請求があった場合には、書面交付請求をした株主（加入者）の直近上位機関は、その旨を振替口座簿に記載し、又は記載しなければならないものとする。また、当該事項を総株主通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第1項）における通知事項とし、株式会社は、当該総株主通知を受けた場合には、株主名簿に当該事項を記載し、又は記録しなければならないものとする（振替法第152条第1項参照）。

現在、振替口座簿は、加入者の口座ごとに区分され、株主名簿とは異なり各株式会社ごとに管理されていないことを踏まえると、上記のように株主が書面交付請求をした旨を振替口座簿の記載事項とする場合には、複数の株式会社の株式を保有する株主は、株式会社ごとに書面交付請求をすることができないことになるという指摘がある。インターネットを利用することが困難な株主に株式会社ごとに書面交付請求の要否を決定させる必要はないという考え方もあり得るが、株式会社ごとに書面交付請求をすることができないとなると、株主が、本来はいずれか一社についてのみウェブ掲載事項を記載した書面を受領すれば足りると考えていた場合であっても、書面交付請求をすることにより、その保有する株式を発行する会社の全てが当該株主に対してウェブ掲載事項を記載した書面を交付しなければならないということに留意する必要がある。

また、上記のようにする場合には、株主が複数の口座に分けて同一銘柄の株式を保有している場合において、株主が、それぞれの口座に係る直近上位機関にウェブ掲載事項を記載した書面の交付の要否について異なる意思を表示している場合についての取扱いを整理する必要があるという指摘もある。

4 書面交付請求の対象となる書面の内容

本文は、ウェブ掲載事項の全てを記載した書面を書面交付請求の対象となる書面としている。

これに対しては、現行法上、いわゆるウェブ開示によるみなし提供が行われる場合には、株主に書面の交付を請求することが認められていないこととの均衡から、いわゆるウェブ開示によるみなし提供が認められている事項については、書面交付請求の対象となる書面に記載することを要しないものとすべきであるという考え方もあり得る。しかし、インターネットを利用することが困難な株主はウェブサイトに掲載された株主総会資料の全てについて閲覧等を行うことができないおそれがあることから、ウェブ掲載事項に係る全ての情報を記載した書面の交付を請求することができるようにする必要があると考えられる。

5 個別株主通知の要否

振替法上、少数株主権等（会社法第124条第1項に規定する権利を除く株主の権利。振替法第147条第4項）の行使については、個別株主通知が必要とされている（振替法第154条）。振替株式についての書面交付請求に際して、この個別株主通知が必要となるかどうか問題となる。

A案とB案のいずれの案においても、株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合には、株式会社は基準日株主であって書面交付請求をしたものに対してのみウェブ掲載事項を記載した書面を交付するものとされ、株式会社は、当該書面を交付しようとする際には、書面交付請求をした株主が基準日株主であるかどうかを株主名簿の記載又は記録に基づき確認することができる。他方で、A案及びB案のいずれの案においても、株主が書面交付請求をするために個別株主通知が必要であるとするのは、株主に過度な負担を課すものとなるおそれがある。

そもそも、現行法上、株主総会資料は、株主総会の招集の通知と共に株主に対して提供されるものであり、当該通知及び株主総会資料は、株主総会において議決権を行使することができる株主に対して発送されるものである（会社法第298条第2項括弧書き、第299条、第301条、第302条、第437条、第444条第6項参照）。書面交付請求は、株主総会資料の提供を受ける方法に関する株主の権利であり、株主総会における議決権の行使に密接に関連する権利であるといえる。

そのため、A案及びB案のいずれの案を採用した場合であっても、書面交付請求をすることができる権利は、株主総会における議決権そのものではないものの、株主総会の議場における議案提案権（会社法第304条）等と同様に、「会社法第124条第1項に規定する権利」に該当すると解することが可能であり、書面交付請求に際して個別株主通知は不要であると考えられる。

第3 株主総会資料の電子提供をすることの義務付け

一定の株式会社（例えば、金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社）の取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会資料の電子提供をしなければならないものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、一定の株式会社の取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会資料の電子提供をしなければならないものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

株主総会資料の電子提供をするかどうかについて、株式会社の任意の選択に任せることとする場合には、株主総会資料の提供方法について株式会社ごとに取扱いが異なるものとなる可能性がある。これに対しては、複数の銘柄の株式を保有する株主にとっては、株式会社が株主総会資料の電子提供をするかどうかを逐一確認しなければならないこととなるのが望ましくないという指摘や、インターネットを利用した株主総会情報の提供を促進し、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上を図る観点からは一定の株式会社には株主総会資料の電子提供を利用することを強制すべきではないかという指摘がある。

例えば、上場会社については、典型的に不特定多数の株主が存在する株式会社であることから、通常、株主総会資料の電子提供をすることによる便益は大きいと見込まれる。また、全ての上場会社について株主総会資料の電子提供が行われることが制度的に保障されていれば、上場株

式を取得しようとする株主は、当該株式を取得する前に当該株式を発行する株式会社がどのような株主総会資料の提供の方法を採っているかを確認する必要がなくなるという意味において、上場株式の流通性にも資するものと考えられる。

第4 任意に書面を提供することの制限

株主総会資料の電子提供をする場合において、取締役が、株主に対して株主総会の招集の通知の必要的記載事項以外の事項に関する情報を任意に書面により提供することを制限する規定は設けないものとする。どうか。

(注) 株式会社が特定の株主に対してのみ当該情報を書面により提供することを制限する規定についても、設けないものとする。どうか。

(補足説明)

- 1 本文は、株主総会資料の電子提供をする場合において、取締役が、株主に対して株主総会の招集の通知の必要的記載事項以外の事項に関する情報（ウェブ掲載事項に関する情報に限られず、ウェブサイトに掲載していない情報を含む。）を任意に書面により提供することを制限する規定は設けないものとするを提案するものである。

このような提供を自由に認めた場合には、株主が提供された書面のみを読み、ウェブサイトにアクセスしてウェブ掲載事項に関する情報の内容の閲覧等をしなくなるおそれがあるのみならず、株主が当該書面のみを読むことによって誤解等をするおそれもある。しかし、実務上、定足数を確保するために議決権行使書面を書面で提供することや、剰余金の配当の支払手続に必要な書面を提供することなどについては許容する必要があると考えられ、株主総会の招集の通知の必要的記載事項以外の事項に関する情報の書面による提供を一律に制限することは相当でない。

仮に、このような提供について制限する旨の規定を会社法に設けないとしても、このような提供はその態様によっては著しく不公正であるとして株主総会の決議の取消事由（会社法第831条第1項第1号）に該当するものと解される。そのため、あえてこのような規定を設ける必要性は高くないと考えられる。

現行法上の必要的記載事項（会社法施行規則第66条）のみを記載した議決権行使書面を株主総会の招集の通知に際して提供することは、株主がウェブサイトにアクセスしてウェブ掲載事項に関する情報の内容の閲覧等をしなくなるおそれはあるものの、通常、株主に誤解等を生じさせるおそれがあるとまではいえないものと考えられ、株主総会の決議の取消事由（会社法第831条第1項第1号）に該当するとはいえないものと考えられる。

- 2 注は、株式会社が特定の株主に対してのみ当該情報を書面により提供することを制限する規定についても、会社法に設けないものとするを提案するものである。

実務上、特定の株主に対する事前説明に際して何らかの情報を書面により提供することや、あらかじめ書面による提供を希望する個人株主等が判明している場合に当該個人株主等に対して株主総会資料を書面により提供すること、株主総会の当日に会場において株主総会資料を印刷した書面を交付することなどを認める必要があると考えられ、当該情報を書面により提供することが特定の株主に対してのみ行われる場合であっても、これを一律に制限するこ

とは相当でない。

仮に、このような提供について制限する旨の規定を会社法に設けなかったとしても、株主平等原則や利益供与の禁止の趣旨から、株式会社が合理的な理由なく特定の株主に対してのみこのような情報を提供することが無制限に許容されることとなるものではないと考えられる。そのため、あえてこのよう規定を設ける必要性は高くないと考えられる。

第5 ウェブサイトへの掲載の調査及び掲載の中断

- 1 株主総会資料の電子提供をしようとする株式会社は、ウェブ掲載期間中、ウェブ掲載事項に係る情報がウェブサイトに掲載されているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文は、現行法上の電子公告をしようとする会社と同様に、株主総会資料の電子提供をしようとする株式会社は、ウェブ掲載期間中、ウェブ掲載事項に係る情報がウェブサイトに掲載されているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとするを提案するものである。

電子公告においては、公告義務の履行に瑕疵がないことを立証する手段を確保させるために、公告を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、システム障害等がなく、公告の内容である情報がウェブサイトに掲載されているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないこととされている（会社法第941条）。

株主総会の招集の手続は、公告と同様に、株式会社がしなければならない法的な手続の一部を構成する重要な行為であり、株主総会の招集の手続の瑕疵は、株主総会の決議の取消事由とされている（会社法第831条第1項第1号）。したがって、株主総会資料の電子提供においても、ウェブサイトに情報を掲載する義務の履行に瑕疵がないことを立証する手段を確保させるために、電子公告と同様に、調査制度（同法第941条以下参照）を設けることが相当であると考えられる。

- 2 ウェブ掲載期間中ウェブサイトへの掲載の中断が生じた場合であっても、一定の要件に該当するときは、その掲載の中断は、株主総会資料の電子提供の効力に影響を及ぼさないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文は、現行法上の電子公告と同様に、ウェブ掲載期間中ウェブサイトへの掲載の中断が生じた場合であっても、一定の要件に該当するときは、その掲載の中断は、株主総会資料の電子提供の効力に影響を及ぼさないものとするを提案するものである。

電子公告については、ウェブサイトに使用するサーバーのダウン等により公告期間中に公告事項がウェブサイトに掲載されない期間が生じたり、ハッカーやウイルス感染等による改ざん等によって公告事項とは異なる情報がウェブサイトに掲載されてしまう事態（公告の中断）が

生じた場合に、救済規定として、一定の場合には、無効と扱わないものとしている（会社法第940条第3項）。これは、公告の中断が生じた場合に常に公告を無効としてもう一度公告のやり直しを命ずることは、株式会社にとって酷であり、また、株主等の公告の対象者を無用に混乱させることになるためである。

株主総会資料の電子提供におけるウェブ掲載事項のウェブサイトへの掲載についても、電子公告と同様に、ウェブサイトを使用するサーバーのダウン等やハッカーやウイルス感染等による改ざん等が生ずる場合があり得ることは否定することができず、また、このような場合に常に適法な株主総会資料の提供がなかったものとするのは、株式会社にとって酷であり、また、株主を無用に混乱させることになると考えられる。そこで、株主総会資料の電子提供についても、電子公告の場合と同様のウェブサイトへの掲載の中断に関する規定を設けることが相当であると考えられる。